

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（廃止 縮減）

| | | | |
|-----------|---|------------|----------|
| No | 13 | 府省庁名 国土交通省 | |
| 対象税目 | <input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 事業税（外形） <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 見直し項目名 | 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税標準の特例措置 | | |
| 見直し内容（概要） | <p>租税特別措置法施行令第19条第9項に規定する政令において、「個人が有する短期所有の土地を、騒音斉合施設の整備等の用に供するために、政令で定める法人（独立行政法人空港周辺整備機構他）に譲渡した場合、事業所得等に対する重課の適用から除外される。」</p> <p>と定められているが、この政令で定める法人から独立行政法人空港周辺整備機構を削除する。</p> | | |
| 関係条文 | 地附則33の3Ⅱ、租特法28の4Ⅲ②、租特令19Ⅸ① | | |
| 廃止又は縮減の理由 | <p>今後、騒音斉合施設の整備等の用に供するため、空港周辺整備機構が個人から土地等を取得することは予定されておらず、廃止しても問題はない。</p> <p>直近3年間の実績 0件（今後も予定なし）</p> | | |
| 増収見込額 | 0円 | | （単位：百万円） |